

令和6年度 栗東市就労支援事業推進会議（第2回） 次第

令和7年3月4日（火）

10時00分～

栗東市役所 2階 第1会議室

1. 開会

2. 市民憲章・人権擁護都市宣言唱和

3. あいさつ

4. 案件

- | | |
|----------------------|-----|
| （1）就労支援（相談）状況について 報告 | 資料1 |
| （2）就職氷河期世代支援事業について | 資料2 |
| （3）令和7年度における事業について | 資料3 |
| （4）栗東市就労支援計画の今後について | 資料4 |

5. その他

（1）話題提供

滋賀労働局 ハローワーク草津 統括職業指導官 喜多進一郎さん
滋賀県人権センター 主幹 河井一久さん

（2）次回会議の開催について

（3）その他

6. 閉会

市民憲章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

- 一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 一、若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 一、心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 一、隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

昭和52年1月1日 制定

栗東市人権擁護都市宣言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしたち栗東市民は、
日本国憲法や世界人権宣言の理念にのっとり、一
人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、
すべての市民が平等に生きる権利を保障する。
よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努
力と実践により、相互の人権を擁護するため、ここ
に栗東市を『人権擁護都市』とすることを宣言する。

平成3年3月22日